

東井の元町

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 瑞穂区井の元町

【最初の認可】 平成2年6月26日

【最近の認可年月日】 令和2年10月6日

【認可番号】 2指令住建指第66号

【有効期間】 令和2年10月6日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種住居地域、第二種住居地域

【制限の概要】

1 次の用途の建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。

①ワンルームマンション(住戸の床面積が25㎡以下の共同住宅)

②風俗営業、店舗型性風俗特殊営業

③個室カラオケボックス

2 建築物の用途、形態等は次の基準による。

①地階を除く階数は5以下とする。

②建築物の高さは、前面道路の路面の中心から15m以下とする。

③共同住宅、寮、寄宿舎等は、住戸又は居室数の60%以上の駐車場を確保すること。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。